

「※都市計画法第34条第12号及び政令第36条第1項第3号ハの条例で定める土地の区域、この区域図の区域のうち、条例第4条第1項第1号、第3号及び第4号のいずれにも該当する土地の区域。」についての一覧（令和4年4月1日から適用）

定める土地の区域以外の土地の区域 (文言除外)	条例第4条第1項第1号関係(政令29の9各号)	一 建築基準法(昭和三十二年法律第二百一十号)第三十九条第一項の災害危険区域(※1)
		二 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の地すべり防止区域(※4)
		三 急傾斜地崩壊危険区域(※4)
		四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域(※2)
		五 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第五十六条第一項の浸水被害防止区域(※1)
		六 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十五条第一項第四号の浸水想定区域のうち、土地利用の動向、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を勘案して、洪水、雨水出水(同法第二条第一項の雨水出水をいう。)又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域(※3)
		七 前各号に掲げる区域のほか、第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域
	条例第4条第1項第1号関係(その他規則で定める)	(1) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定による砂防指定地に指定されている土地の区域(※4)
		(2) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画において定められた同条第2項第1号に指定する農用地区域及び農用地区域から原則として50メートル以内の区域
		(3) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項の規定による国立公園又は国定公園内の特別地域に指定されている土地の区域
	(4) 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域	
	(5) 森林法(昭和26年法律第249号)に規定する保安林、保安施設地区、保安林予定森林及び保安施設地区予定地	
条例第4条第1項第4号関係	・都市計画施設(都市計画法第11条第1項に規定する都市計画施設)	
	・公共事業計画予定地域	
	・土地区画整理法第2条第4項に規定する施行地区	
	・開発行為を行う面積が3000㎡以上の土地の区域(完了公告済含む)	
	・人口動向、市街化の状況及び公共施設の整備水準等から開発行為等を抑制すべき土地の区域	
	(1) 中原町	
	(2) 広田町	
	(3) 重尾町	
	(4) 浦川内町	
	(5) 崎岡町(※5)	
	(6) 広田一丁目	
	(7) 広田二丁目	
	(8) 広田三丁目	
	(9) 広田四丁目	
	(10) ハウステンボス町(※5)	
道路に接する土地の区域(条件)	(条例第4条第1項第3号の規則で定める道路) 第4条 条例第4条第1項第3号の規則で定める道路は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(イ)の項中第1号及び第2号に掲げる建築物で自己の居住の用に供するもの(以下「自己用住宅」という。)の建築を目的として行う開発行為等の場合は、次に掲げる道路 ア 建築基準法第42条第1項各号に規定する道路、又は建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の3第1項第1号に規定する農道その他これに類する公共の用に供する道(行政が行った事業によるものに限る。)で幅員4メートル以上のもの イ 建築基準法第42条第2項に規定する道路(同条第3項の規定により水平距離を指定したものを除く。)で、幅員1.8メートル以上のもの (2) 自己用住宅以外の建築を目的で行う開発行為の場合は、原則として都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第25条第2号の規定による道路	

(※1)…災害の発生防止又は被害の軽減のために適切な措置が講じられている区域として市長が認める区域については、許可を受けることができる。

(※2)…土砂災害が発生した場合に市の地域防災計画に定められた避難場所への確実な避難が可能な土地の区域、又は土砂災害を防止し若しくは軽減するための施設の整備等の防災対策が実施された土地の区域等については、許可を受けることができる。

(※3)…洪水等が発生した場合に市の地域防災計画に定められた避難場所への確実な避難が可能な土地の区域、又は建築物の居室の高床化や敷地の地盤面の嵩上げ等により床面の高さが想定浸水深以上となる居室を設けること等の安全上及び避難上の対策が講じられるもの等については、許可を受けることができる。

(※4)…当該法律及びこれに基づく命令並びに条例に定める開発行為等に係る行為を行うことができる土地の区域については、許可を受けることができる。

(※5)…単身者向け共同住宅(一戸当たりの床面積が30平方メートル以下である共同住宅をいう。)の建築を目的とした開発行為等が行われる土地の区域については、同項に規定する土地の区域から除くものとする。